

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部会館駐車場	評価主体	市民生活部西部出張所総務課
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間)
設置目的	交通渋滞の要因となる路上駐車解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(月1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和2年6月25日
-------------	---	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
			目標		目標	目標
令和元年度	27,586,000	4,554,400	47,085	366	-	-
平成30年度	27,333,000	5,787,200	48,594	365	-	-
変動の大きい指標の変動理由	コロナウィルス感染症予防対策のため、令和2年3月度は施設内で休館が生じ、利用者数および利用料金収入が減となった。					
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市営駐車場条例及び施行規則に基づき、公正・公平かつ適正な運営を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業活動の透明性を確保するために情報公開要綱を策定し、情報公開の請求があれば速やかに公開できるように関係資料等を作成、保管している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の出資法人会社として、一般民間組織以上に法令を遵守するため、職員に必要な教育が行われている。また、徹底を図るために必要なチェック体制の充実に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	経理の実施について、商法・会社法に基づき、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効率的な管理の観点から、その特性を十分に把握した上で必要な保守点検を行い、備品等については、備品台帳等を備え、無駄のない維持管理を行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	迅速な避難誘導・安全対策がとれるように各種マニュアルを作成し、職員の指導・訓練に努めるとともに、施設管理者として保険に加入し、必要な対応を行った。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月に西部会館入居者の一部営業休止のため駐車場の利用者及び利用料金が減少となった他は、事業実施計画どおりに事業が適正に実施され、概ね計画どおりの成果をあげている。	B
	自主事業実施計画	-	-	
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルについて、すぐに対応可能なことは迅速に対応し、判断を要することは市に速やかに報告し、対応を協議している。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	設備等が耐用年数を経過し、維持管理に対する労力が増える中、創意工夫により保守点検の合理化や光熱水費の節減等の管理の見直しを常に行うことで、これまでと同等の経費で運営を行っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	労働三法を遵守しながら柔軟かつ効率的な職員配置、勤務体制を実施した。 避難訓練及び常駐警備研修・施設設備研修等を積極的に受講するとともに、公安委員会が定める現任教育を半期に一度受講することで、知識及び能力を向上させ、職員の習熟度も上がった。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理経験、実績を生かした、より効率的かつ効果的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に健全に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	長期にわたる安定的な経営状態である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	類似施設の管理経験を生かし、経費の節減に積極的に取り組み、創意工夫による質の高い管理運営を行っており、概ね事業計画の水準であり、内容によってはそれ以上の水準で管理運営を行っている判断できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特になし。
-------------------	-------

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬梅の資料館	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会 (非公募)	指定の期間	平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間)
設置目的	月ヶ瀬梅林に係る梅の資料を有効活用し、本市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に共するため、月ヶ瀬梅の資料館を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査 実施日	7月2日
-------------	--	------------	-------------------------------------	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	9,300,000	-	18,800	16,951	319	-	-	-
平成30年度	9,300,000	-	19,800	16,526	318	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入館は無料で、誰でも気軽に利用できる。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かい案内業務を行なった。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行なった。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	公益法人月ヶ瀬梅溪保勝会として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理を行なった。少ない経費で大きな効果が生まれるような予算執行に努めた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	火気の使用には十分注意し、退館時の確実な施錠により、盗難、火災等の防止に努めた。開館時間中も巡回するなど日々注意を行なった。トラブル発生時の対応として、職員間での連絡体制を確立した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	退館時には、責任者のチェックなど確実な施錠による盗難等の防止や火の元の確認により火災の防止に努めた。夜間や休館日等の対応として、警備会社へ委託し非常事態発生に備えた。緊急時には、即時対応することができるよう日頃から各関連機関との連絡を密にすると共に、職員間の連絡体制を整備している。職員に対する危機管理意識の高揚を図った。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の中心となるべく施設であるということを考えながら、施設の安全性に留意することはもちろんのこと、月ヶ瀬を再訪問したくなるような事業を実施した。月ヶ瀬の情報発信源として、月ヶ瀬だけでなく奈良市内一円の最新情報の提供にも心がけた。また、墨書や墨絵など梅や梅溪に関わる資料の展示、紹介を行なった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりでは、館内において写真コンクールを実施するなど、梅まつりに積極的に関わった。また、梅まつり実施期間中は、休館日を臨時閉館するなど観光客や市民に対してサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	月ヶ瀬のマップやチラシ等だけでなく、近隣地域のチラシ等を取り揃え情報発信した。また、資料の充実を図りリピーターの増加に努めた。月ヶ瀬梅の資料館のホームページを作成管理し、利用の促進につながるPRを行なった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できている。運営上必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	月ヶ瀬の歴史や観光案内に精通し接客にも優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、館長、事務職員、作業職員による管理体制をとった。梅まつりなどの繁忙期には、臨時職員を雇用するなどサービスの低下につながらないように注意した。各施設の管理をスムーズに行えるよう、施設について熟知することはもちろん、観光案内に対する知識の向上に努めた。随時知識の共有の場を設け、職員間での観光情報の提供・交換等を行うことにより正しい理解と認識を深めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	観光案内施設として、月ヶ瀬に関する知識や地元としての意見等が十分に反映されていたといえる。職員も地元の住民として月ヶ瀬に精通しており、業務に適している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	月ヶ瀬にはなくてはならない団体として認知されている。会費等による自主財源もあり、指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などにに基づき適正かつ効果的に行なわれた。観光産業の振興と地域振興の拠点であり、前年度と比較して利用者数は増加したが、観梅期間だけでなく四季を通じての年間観光情報、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等月ヶ瀬ブランドの発信基地としての活用がより一層求められている。
指定管理者に対する指示・指導事項	情報発信等PRの充実強化と共に、地域内外の団体等と連携を図りより一層の取り組みにより、年間を通じて多くの方が来館頂けるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	・情報発信等PRの充実強化と共に、地域内外の団体等と連携を図りより一層の取り組みにより、年間を通じて多くの方が来館頂けるよう取り組みを図るよう指導を行い、地域内の団体等と連携を図り、スマホ対応のホームページを導入した。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会 (公募)	指定の期間	平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行なうことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図るため、農畜産物処理加工施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者の満足度調査等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会 	実地調査 実施日	7月1日
-------------	---	------------	--	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度		621,086	900	621	209	-	-	-
平成30年度	-	806,656	1,000	761	230	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市農畜産物処理加工センター条例により、地域住民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう管理を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会設置規定により、適正に執行した。	適
事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、理事、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検を行なった。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の管理運営を行うと共に、農産加工グループを中心に地域住民の利用促進に努め、地域特産品の生産振興を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新規特産品(梅シロップ・梅ジャム・梅チョコ等)の開発や加工を行い、農産物付加価値と特産品PRを行なった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域で一人でも多く利用していただくよう機械の使用方法等の指導に努めた。また、原材料・資材等の購入についても、農家との購入窓口になり、安心安全性に努めた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点を理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、自治会駐車場の開放と観光案内に心がけた。	B

5. 総合評価

総合評価	農産物加工グループを中心に地域住民等の利用促進に努め、地域特産品の開発に努力していることは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も、新規特産品の開発と各種PRやイベント等へ参画により販路拡大に努めるとともに、地域住民の活動の場として更なる利用促進に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	新規特産品の開発と各種PRやイベント等へ参画により販路拡大に努めると共に、地域住民の活動の場として利用促進に努めてくれた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	農林漁業体験実習館(ロマンピア月ヶ瀬)	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	ロマンピア月ヶ瀬管理運営組合 (公募)	指定の期間	平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化及び交流人口の拡大に資するため農林漁業体験学習館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地検査(年1回)	利用者の満足度調査等	利用後に意見・要望等を聞き取り調査	実地調査実施日	7月1日
-------------	--	------------	-------------------	---------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度		1,863,303	10,400	8,334	181	-	-	-
平成30年度	-	1,466,550	10,100	9,689	164	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成18年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適切に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行なった。軽微な点検や修繕は、職員が行なった。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売するとともに、体験実習館としての施設本来の体験、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間は、月ヶ瀬地域特産物PRと観光案内を行なった。また、施設利用者以外の観光客にも駐車場の開放を行なった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	観光ツアーやイベントの受け入れをはじめとする各種PRに努め、利用促進を図った。梅まつりの観梅期間中は、一人でも多く利用していただくよう、休憩の場として開放し、おいしいお茶を無料にて提供した。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、館長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に利用できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、駐車場の開放と観光案内に心がけた。	B
	経費縮減に対する方策	創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	体験学習やイベント等には、地域の農業者や自治会からボランティアとして協力いただき、人件費の削減に努めた。	A

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、ツアーの受け入れ等体験学習館としての施設本来の体験や地域文化を通じて都市住民との交流を図り、維持管理に努めたことが評価できる。また、RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適な旅を提供したことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設利用者を増加させるため、奈良晒・体験学習・RVパーク等積極的に活動の工夫を図る必要がある。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	観光シーズン(観梅期)以外の施設利用者の拡大を図るため、奈良晒・体験学習・RVパーク等積極的な広報活動の工夫と充実を図る必要がある。また、月ヶ瀬の一部地域のものでしてではなく、他団体や他施設との連携を強化し、地域ぐるみでの取り組みとしていく必要がある。RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適な旅を提供したことや、地域活性化推進事業の誘客部会の取組として、ロマンビア月ヶ瀬施設を主体に事業を行った。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	月ヶ瀬温泉ふれあい市場	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	株式会社 月ヶ瀬振興協会 (公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和5年3月31日まで (4年間)
設置目的	地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売及び情報の発信を行なうことにより、当該地域の活性化、住民の所得及び就業意欲の向上並びに消費者との交流を図るため、特産品等直売施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査 実施日	7月3日
-------------	--	------------	-------------------------------------	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	-	0	86,800	74,934	347	-	-	-
平成30年度	-	0	90,900	81,985	343	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は複式簿記を導入し、適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行なった。軽微な点検や修繕は、職員が行なった。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理運営を行うと共に、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を販売すると共に、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉ふれあい市場のホームページを作成し管理し、利用の促進につながるPRを行なった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料の提案なし	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、店長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に購入できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行なわれた。また、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等の販売等利用促進への取組みを積極的に進めた。
指定管理者に対する指示・指導事項	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう、来場者が快適に施設利用ができるように施設管理を充分行うよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう情報発信等PRの充実強化・ホームページの積極的な更新等利用者増への取組を積極的に進めた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	湖畔の里つきがせ	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
指定管理者	湖畔の里つきがせ組合 (非公募)	指定の期間	平成29年4月1日から 令和2年3月31日まで (3年間)
設置目的	地域で生産される茶その他の農林水産物を販売するとともに、地域の食材を利用した郷土料理等を提供することにより、地域の活性化、農家所得の向上等を図るため、農林水産物直売・食材供給施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査 実施日	7月3日
-------------	--	------------	-------------------------------------	-------------	------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	-	0	27,500	29,476	316	-	-	-
平成30年度	-	0	25,000	31,071	315	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正等な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が適切に行なわれたか。	経理は複式簿記を導入し、月ヶ瀬商工会に委託し、適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行なった。軽微な点検や修繕は、職員が行なった。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということを考えながら、施設の利用促進、利用者増への取組みと併せ、HP等で積極的にPRを行なった。フードゾーンにおける料理については、地産地消を基本とした郷土料理と健康をテーマに提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	湖畔の里つきがせのホームページを作成し管理し、利用の促進につながるPRを行なった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点を理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、またリピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	湖畔の里つきがせの管理にあつたっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行なわれた。また、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等健康を提供し、観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用者増への取組みを積極的に行なった。
指定管理者に対する指示・指導事項	地域の観光振興に努め、オフシーズン(観梅期間外)も観光施設や交流施設として利用促進を図るよう指導行なった。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう情報発信等PRの充実強化・ホームページの積極的な更新等利用者増への取組を積極的に行なった。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁農畜産物処理加工施設 奈良市都祁農林水産物処理加工施設	評価主体	市民部 都祁行政センター 地域振興課
指定管理者	地域活性化局共同体 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図ることを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常業務報告(月報)の確認	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和2年2月6日
-------------	----------------------------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)	開館日数 (日)	施設稼働率 (%)	利用者満足 度 (%)
			目標		目標	目標
令和元年度	-	0	-	318	-	-
平成30年度	-	0	-	339	-	-
変動の大きい指標の変動理由	利用料金収入及び利用者数について、本施設では加工受託としての収入であり、利用者が直接、施設及び設備を使用するものではないため、利用料金収入としては「0」、利用者数も対象なしとなっている。 (本施設の指定管理料は0円であり、自主事業による売上収入及び加工受託収入等によって、管理運営を行っている。)					
特記事項						

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用について、奈良市農畜産物処理加工センター条例に基づき、利用者に対して公平な運営・管理が行われた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理業務に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、必要に応じて提供できる体制を整えられた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	税理士事務所と月次監査、決算事務指導、並びに税務申告等の業務委託契約により、正確かつ適正な経理が行われた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常的に点検を行うことで、施設の利用環境を良好に維持し、施設や設備等の保全を図られた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館・閉館時には巡回による点検を行い、設備については専門業者による定期点検及び保守点検を行った。また、軽微なものについては、職員によって対応された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	飲料「奈良の生絞りりんご」の新商品開発、飲料「プレミアムとまとじゅーす」の包装改良を行うなど、市場の需要を研究しながら、商品開発が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地域農産物を活用した特産品の研究及び商品開発に取り組まれた。また、施設の閑散期を利用してつげの畑高原屋での試飲会を行うなど、商品のPRに努められた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各種イベントへの参加や施設のPRに努めることで、利用促進が図られた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	管理運営の組織・指揮系統体制を整え、総合的な管理責任者と加工業務責任者はもとより、食品衛生管理者や栄養士を配置、安全・安心な維持管理に努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	地場農産物や特産品の新たな加工品の工夫や開発を、他の類似施設と意見交換をしながら事業展開が行われた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	指定管理者にとって、当施設は針TRS情報館との相乗効果により事業を展開しており、独立性も保たれている。財務状況に問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として、適切・効率的な運営及び事業が実施できた。
指定管理者に対する指示・指導事項	時節に応じた地域の農産物を積極的に活用して、加工した地場産物を地域外へ発信する取り組みを進めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	より付加価値の高い商品の開発、販路の拡大に努めてください。 → 飲料「奈良の生絞りりんご」の新商品開発、飲料「プレミアムとまとじゅーす」の包装改良を行った。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁交流センター	評価主体	市民部 都祁行政センター 地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の文化の振興と福祉の増進を図るとともに、地域間交流を促進することを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告の(月報)の確認	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート(館内設置)	実地調査実施日	令和元年7月2日
-------------	------------------------------------	------------	-----------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	30,100,000	938,740	18,200	16,437	266	—	11.0(ホール)	—
平成30年度	29,922,595	1,165,500	18,100	16,520	268	—	14.7(ホール)	—
変動の大きい指標の変動理由	・使用料収入 新型コロナウイルス感染症対応による令和2年3～5月分の使用料の還付が多く発生したため、当初の収入額から減少した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	当施設に係る条例・施行規則に基づき誠実に対応された。また、市・財団のホームページによる周知を行い、利用者の平等性を徹底された。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則や奈良市総合財団の情報公開要綱に基づき適正に対応された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団内でも会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない予算で大きな効果が得られる予算執行に努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	耐用年数を大幅に超えている施設設備の現状を踏まえ、適切な保守点検業務委託を維持しつつ、管理費を可能な限り縮減するよう努められた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えている。また自衛消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制の確立に努められた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画通り実施され、地域間・世代間交流が図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考えた施設の維持管理業務が効率的・効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	限られた予算の中で、創意工夫を取り入れた事業が計画されていたが、新型コロナウイルス感染症対応により残念ながら中止を余儀なくされた。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市・財団のホームページを利用した広報活動に努められた。また、周辺公共施設や学校関係にもチラシ等を配布するなど広報活動を実施された。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	全般の業務内容を見直し、新電力の導入等により、光熱水費・燃料費・委託費・人件費等の削減に努められた。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満ち、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	事務長以下、施設管理や事業に精通した職員を配置し、支障なく業務を遂行された。また県文教の研修や資格講習会へも積極的に参加し、職員の資質向上にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを活かし、文化・スポーツ施設が連携できる環境整備に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	予算管理の徹底により、健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当施設は住民の文化振興と福祉の増進、地域間・世代間交流の促進を図ることを目的に設置されたものであり、地域における特有の文化芸術の発掘と人づくり、地域づくりの拠点となるよう取り組まれた。	B
	文化振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、文化振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進める文化振興計画に沿った運営をめざし、その地域に合った密着型の事業展開が文化振興につながると考えられている。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理者としての自覚を持ち、常に利用者目線で日々の管理運営を行い、地域間・世代間交流を意識し、気軽に立ち寄ることのできる環境づくりに努められた。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づいた管理運営が行われた。また、施設と所管課が近距離に位置するため、こまめに報告、連絡、相談を行うことで、両者の連携を円滑に行うことができた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として、適切・効率的な管理が実施できた。 自主事業については、新型コロナウイルス感染症対応により、残念ながら中止を余儀なくされた。 管理者・所管課が連携して、施設の老朽化が進んでいる中、利用者へのサービスを低下することなく施設の管理運営を進めていきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、利用者の目線に立った安心・安全な施設運営に努めてください。 また、小規模でも継続できるような、地域に密着した自主事業の展開を図ってください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	引き続き、市民・地域の各種団体との連携を深めた事業の実施を推進してください。 →コロナ感染症対策のため、予定していた事業が中止となり、実績が残せなかった。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁体育館	評価主体	市民部 都祁行政センター 地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに、文化の向上に資することを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告の(月報)の確認	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート(平成30年度・令和元年度未実施)	実地調査実施日	令和元年7月12日
-------------	------------------------------------	------------	----------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	6,300,000	647,885	6,600	8,771	295	-	42.3	-
平成30年度	5,374,319	538,365	6,500	8,542	295	-	34.4	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	・使用料収入について、新型コロナウイルス感染症対応による令和2年3～5月分の使用料還付が多く発生したため、当初の収入額より減少している。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	当施設に係る条例及び施行規則に基づき、利用者が公平に使用できる環境を整えられた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則や奈良市総合財団の情報公開要綱に基づき適正に対応された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団内でも会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない予算で大きな効果が得られる予算執行に努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	施設・備品等の維持、保全業務について迅速かつ適切な対応を心がけていた。業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えている。また自衛消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制の確立に努められた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主的な事業の実施には至らなかったが、各種団体の協賛を行うことで施設の有効活用が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、ヨガ体験の事業が計画されていたが、新型コロナウイルス感染症対応により残念ながら中止を余儀なくされた。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	財団内のスポーツ振興グループと連携しながら利用促進を図り、また、奈良県電子自治体共同運営システムの施設予約サービスを導入して、市内・市外を問わず利用者の増加につながるものとなった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	新電力の導入や、節電・節水を徹底して行われた。また、パート職員の勤務時間等の見直しも実施され、緑地清掃も指定管理者で対応するなど委託費の節減に努められた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	開館時間中は職員が常駐し、施設予約システムの導入により、受付体制の充実を図られた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを活かし、文化・スポーツ施設が連携できる環境整備に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	予算管理の徹底により、健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の運営管理に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理者としての自覚を持ちながら、日々の管理運営に努められた。また、地域間・世代間交流を意識しながら、気軽に利用できる環境づくりに努められた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進めるスポーツ振興計画に沿った運営をめざし、その地域に合った密着型の事業展開がスポーツ振興につながると考えられている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づいた管理運営が行われた。また、施設と所管課が近距離に位置するため、こまめに報告、連絡、相談を行うことで、両者の連携を円滑に行うことができた。	B
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会責任について認識があり、そのために具体的・効果的な方策があるか。環境負担の軽減に対する取り組みはあるか。	利用者への協力要請を行うなど、節電・節水に努められた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として、適切・効率的な管理が実施できており、利用者も増加していることは評価できる。自主事業については、新型コロナウイルス感染症対応により、残念ながら中止を余儀なくされた。管理者・所管課が連携して、施設の老朽化が進んでいる中、利用者へのサービスを低下することなく施設の管理運営を進めていきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、利用者の目線に立った安心・安全な施設運営に努めてください。また、小規模でも継続できるような、地域に密着した自主事業の展開を図ってください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	施設予約サービスを活用し、地域内外に向けた施設のPRを行い、稼働率の向上に努めてください。 →予約システムの活用により、知名度も上昇し、件数・人数とも増加した。夜間22時まで利用可であり、利便性が高い。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁生涯スポーツセンター等4施設	評価主体	市民部 都祁行政センター 地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに、文化の向上に資することを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告の(月報)の確認	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート(受付設置)	実地調査実施日	令和元年12月18日
-------------	------------------------------------	------------	-----------------	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数	施設稼働率 (%)		利用者満足
			目標	実績	令和2年度(令和元年度評価)のモニタリング時に対応できる場合は、記入	目標	実績	令和2年度(令和元年度評価)のモニタリング時に対応できる場合は、記入
令和元年度	9,936,000	1,514,110	21,000	14,830		-	別紙	
平成30年度	10,100,000	1,493,665	20,500	17,168		-	別紙	
変動の大きい指標の変動理由	・使用料収入について、新型コロナウイルス感染症対応による令和2年3～5月分の使用料還付が多く発生したため、当初の収入額より減少している。							
特記事項	・利用者数について、新型コロナウイルス感染症対応による令和2年3月分の利用が減少している。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	当施設に係る条例及び施行規則に基づき、利用者が公平に使用できる環境を整えられた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則や奈良市総合財団の情報公開要綱に基づき適正に対応された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市個人情報保護条例等、関係法令の規定に基づき、公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市総合財団内でも会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない予算で大きな効果が得られる予算執行に努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	施設・備品等の維持、保全業務について迅速かつ適切な対応を心がけていた。業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通りに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えている。また自衛消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制の確立に努められた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主的な事業の実施には至らなかったが、各種団体の協賛を行うことで施設の有効活用が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業として、ノルディックウォーキング体験の事業が計画されていたが、新型コロナウイルス感染症対応により残念ながら中止を余儀なくされた。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	財団内のスポーツ振興グループと連携しながら利用促進を図り、また、奈良県電子自治体共同運営システムの施設予約サービスを導入して、市内・市外を問わず利用者の増加につながるものとなった。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の縮減が図られているか。	新電力の導入や、節電・節水を徹底して行われた。また、パート職員の勤務時間等の見直しも実施され、緑地清掃も指定管理者で対応するなど委託費の節減に努められた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	閉館時間中は職員が常駐し、施設予約システムの導入により、受付体制の充実を図られた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを活かし、文化・スポーツ施設が連携できる環境整備に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	予算管理の徹底により、健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の運営管理に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理者としての自覚を持ちながら、日々の管理運営に努められた。また、地域間・世代間交流を意識しながら、気軽に利用できる環境づくりに努められた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進めるスポーツ振興計画に沿った運営をめざし、その地域に合った密着型の事業展開がスポーツ振興につながると考えられている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づいた管理運営が行われた。また、施設と所管課が近距離に位置するため、こまめに報告、連絡、相談を行うことで、両者の連携を円滑に行うことができた。	B
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会責任について認識があり、そのために具体的・効果的な方策があるか。環境負担の軽減に対する取り組みはあるか。	利用者への協力要請を行うなど、節電・節水に努められた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として、適切・効率的な管理が実施できており、利用者も増加していることは評価できる。 自主事業については、新型コロナウイルス感染症対応により、残念ながら中止を余儀なくされた。 管理者・所管課が連携して、施設の老朽化が進んでいる中、利用者へのサービスを低下することなく施設の管理運営を進めていきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、利用者の目線に立った安心・安全な施設運営に努めてください。 また、小規模でも継続できるような、地域に密着した自主事業の展開を図ってください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	施設予約サービスを活用し、地域内外に向けた施設のPRを行い、稼働率の向上に努めてください。 →利用者の安全を図るため、ネットワイヤーの更新及び支柱・審判台のペンキ塗り替え・補充砂の入替等を実施し、利用向上に努められた。
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール 等	施設稼働率(%)		(その他主な指標項目)		(その他主な指標項目)	
		令和元年度	平成30年度	令和〇年度	平成〇年度	令和〇年度	平成〇年度
1	都祁生涯スポーツセンター 球技場	29.3%	26.7%				
2	都祁生涯スポーツセンター テニスコート	22.9%	22.7%				
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ボランティアセンター	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の地域福祉活動への積極的な参加促進を図るとともに、さまざまな分野で広がりみせるボランティア活動を支援する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告の確認(月1回) ・相談件数報告の確認(月1回) ・経理状況の確認(月1回) ・ボランティア代表者会議への出席(月1回) 	利用者の満足度調査等	令和元年度は利用者満足度に関するアンケートの実施なし。	実地調査実施日	2019/3/23
-------------	--	------------	-----------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	14,000,000円	-	-	18,448	292	-	別紙記載	不明
平成30年度	14,000,000円	-	-	22,068	292	-	別紙記載	91
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	ボランティアセンター利用登録制度と、1ヶ月前からの利用予約受付を実施するほか、利用者に対して時間の遵守を呼びかけるなど平等な利用が確保された。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者がHPを作成し、登録団体の情報、ボランティアの募集情報、イベント情報、助成金などの情報を随時発信していた。また、「ボラセンだより」(月1回)や、市のボランティアインフォメーションセンターとともに「ボランティア活動先一覧」(年2回)を発行するなど、最新の情報を発信していた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令順守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ボランティア登録用紙については、団体情報のHPへの掲載の追記が確認され、厳密に取り扱われていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	経理の執行は適正に行なわれていた。市担当課が月一度現金の取り扱いに係る確認を行なった。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	奈良市ボランティアセンターの管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき、施設の維持管理は、専門性を有する業者に委託するほか、職員が日常的に点検を行ない、異常がある場合は速やかに市に報告した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事後・火災等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	毎年1回、登録団体と共に「奈良市ボランティアセンター消火・通報・避難訓練」を実施し、非常時に迅速に対応できるよう備えられた。また、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備が進められ、災害時に必要な支援や調整を迅速に行えるような体制を確立した。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	窓口での相談や貸館業務、講座などの事業を実施し、ボランティア団体への支援を幅広く実施した。	A
	自主事業実施計画	自主実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	ボランティアの需給調整を目的とし、昨年度に引き続きボランティアコーディネーター研修を開催するとともに、受入れ施設との良好な関係作りに取り組んだ。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用促進、サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各事業ごとに利用者アンケートを実施するなどして、利用者の意見をきき、サービスの向上に努めていた。	A
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コピー用紙などの消耗品の節約や節電に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	適正な人員配置で管理運営が行われた。正規職員から1名、臨時職員から3名が常駐した。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員自ら講座の講師を務めたり、セミナーや研修会などに参加したりし、相談技術やコーディネート技術の向上に努めていた。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理者である「社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会」は安定的に事業を継続できる財政状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		市と指定管理者が連携を取り合い、施設での運営を効果的に行われたか。	毎月開催される「代表者会議」に市担当課職員も参加し、指定管理者及び利用者との情報を共有した。また、指定管理者は利用状況や相談件数の報告書を市に毎月報告を行い、連絡を取り合う体制ができている。	A

5. 総合評価

総合評価	ボランティアセンターの設置目的である、市民の自主的な参加による自発的な活動の促進、市民福祉の向上について、指定管理者が指定管理料を効果的に配分しながら、自主事業を展開するなど、費用対効果に優れた管理運営を行うことができた。令和元年度において、稼働率が前年度に対して約6%減少しているが、これは年度末にかけて新型コロナウイルスが流行した影響を受けたことに起因していると考えられる。このことを鑑みると前年度に比べ概ね妥当な数値である。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も市民活動の拡充、グループ間の交流、活動の支援、利用促進、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備などについて、一段と積極的な取り組みが行われることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	令和元年度は「災害ボランティアセンター」の運営に各種関係機関や団体等が連携できる仕組みを整備するために、奈良市災害ボランティアセンタープラットフォーム会議の定期開催や災害ボランティアコーディネーターの養成など関係機関との協力体制の構築を進めることができた。また、Facebookを駆使してボランティア人材の発掘及び活動の周知を積極的に行うことができた。今後も中間支援組織としての役割を果たし、さらなる団体の創出や活動の活性化につながる取り組みを期待している。
-------------------	---

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール 等	施設稼働率(%)		(その他主な指標項目)		(その他主な指標項目)	
		令和元年度	平成30年度	令和〇年度	平成〇年度	令和〇年度	平成〇年度
1	会議室1	57.2%	59.2%				
2	会議室2	44.6%	59.2%				
3	グループ活動室	47.3%	59.2%				
4	和室	51.5%	59.2%				
5	調理実習室	29.0%	59.2%				
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	済美地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	済美地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年9月3日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	663,000	954,560	-	11,566	283		36.96	
平成30年度	663,000	978,850	-	10,184	284		38.76	
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。ロビーのスペースを有効利用するなどして、利用者の多様な希望に応じる工夫をしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	柳生地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	丹生町地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年9月5日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	205,000	0	-	901	366	-	1.30	-
平成30年度	208,000	0	-	806	365	-	1.85	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	自治会以外の方が利用する場合は、利用料金を徴収しているが、自治会員が利用する場合は減免。 平成30年度令和元年度は自治会員のみ利用のため、利用料金収入はなし。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。地域の交流拠点として機能しており、経費節減にも努めながら適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	とみの里地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東登美ヶ丘地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年8月16日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	1,120,000	3,282,870	-	61,201	288	-	76.22	-
平成30年度	1,120,000	3,338,450	-	73,372	300	-	85.61	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。様々な地域団体が利用しており、毎年恒例の「ふれあい文化祭」は地域住民のふれあいの場となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	右京地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	右京地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年8月26日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	213,000	242,900	-	12,299	366	-	39.45	-
平成30年度	213,000	256,120	-	9,871	365	-	39.69	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。各団体の活性化や文化教室や福祉活動の充実に寄与し、地域の拠点として機能している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	帯解地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	田中町自治会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年12月20日
-------------	--------------	------------	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	98,000	0	-	2,699	366	-	11.86	-
平成30年度	98,000	0	-	3,121	365	-	13.12	-
変動の大きい指標の変動理由	地縁団体は利用料金は減免のため、平成30年度令和元年度は利用料金収入はなし。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、「ふれあいサロン」の実施や利用活動グループの合同発表会が執り行われるなど、地域住民の交流の拠点となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	朱雀地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	朱雀地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年12月2日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	158,000	541,900	-	16,156	359	-	62.32	-
平成30年度	156,000	539,900	-	18,158	358	-	62.73	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、受付業務の簡素化や有償ボランティアの廃止によるコスト削減を実現する他、管理規定及び利用規則の整備を行うなど、経営の安定化に向けた取り組みを行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	東市地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東市地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年12月25日
-------------	--------------	------------	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	203,000	313,500	-	12,237	366	-	25.46	-
平成30年度	203,000	290,700	-	13,097	365	-	22.69	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。地域団体に多く利用され、地域の交流拠点として機能している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	左京地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	左京地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年11月21日
-------------	--------------	------------	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	158,000	665,865	-	10,754	352	-	16.89	-
平成30年度	158,000	613,353	-	9,527	356	-	15.53	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定 を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利 用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実 績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有し ているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊 富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況 か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難 になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住 民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各 種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。地域で活動する各団体が利用しており、各種団体が連携して街づくりに取り組む為の拠点として、機能している。
指定管理者に 対する指示・ 指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指 示・指導事項 及び改善状況	
---------------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	青和地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	青和地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査実施日	令和元年11月25日
-------------	--------------	------------	---	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	155,000	330,310	-	3,623	356	-	7.19	-
平成30年度	158,000	339,810	-	6,931	355	-	14.63	-
変動の大きい指標の変動理由	運営方法の見直し及びコロナウイルスの影響等で稼働率減。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2)点数評価項目

【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。地域活動の拠点として、利用団体の活動の活性化に繋がっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	佐保川地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	佐保川地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年12月11日
-------------	--------------	------------	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	163,000	777,600	-	14,902	366	-	34.48	-
平成30年度	163,000	723,100	-	14,519	358	-	37.74	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。利用者が協力し合うなどボランティアの協力を得ながら、地域住民の活動の拠点として、適切に管理運営を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	辰市地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	辰市地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年12月20日
-------------	--------------	------------	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	195,000	272,700	-	5,054	354	-	10.55	-
平成30年度	195,000	290,300	-	6,950	353	-	11.89	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。地域住民が気軽に施設を利用し充実した活動を行えるよう、堅実な施設管理に努めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	月瀬地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	月瀬地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年9月5日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	93,000	26,000	-	622	366	-	1.17	-
平成30年度	93,000	6,240	-	622	365	-	0.98	-
変動の大きい指標の変動理由	全室貸し切りが5件あった為、利用料金が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、高齢者の交流の場や林間学校のハイキングコースとして芝生の広場が活用されるなど、多様な形で利用されており、地域の交流拠点として機能している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	西大寺北地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	西大寺北地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年8月22日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	568,000	2,572,450	-	15,995	355	-	40.28	-
平成30年度	568,000	2,736,550	-	17,390	358	-	40.90	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。地域の各団体が多く利用しており、地元住民の交流拠点となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	佐保台地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	佐保台地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年8月26日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	150,000	507,640	-	6,393	294	-	19.51	-
平成30年度	150,000	431,450	-	6,655	354	-	19.90	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必用性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必用性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、老朽化した備品の整備をするなど利用者の利便性向上に向けて適切に管理運営している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	都跡地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	都跡地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年9月3日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	163,000	674,400	-	9,529	350	-	20.02	-
平成30年度	155,000	599,500	-	8,477	354	-	17.6	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。また、地域住民が参加できるイベントやサロンを企画し、地域交流の場として利用されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	大安寺西地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	大安寺西地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年9月3日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	163,000	149,875	-	8,932	366	-	10.25	-
平成30年度	-	-	-	-	-	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。年長者から未就学児まで幅広い層の住民に利用されており、地域の交流の拠点となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	東里地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東里地区自治連合会 (公募(非公募))	指定の期間	平成31年4月1日から 令和 6年3月31日まで (5年間)
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和元年9月5日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	148,000	43,000	-	3,074	358	-	10.66	-
平成30年度	-	-	-	-	-	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大 限に発揮させ るものである こと	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減 が図られるも のであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定 して行う能力 を有している こと	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。各種団体やグループに利用されている他、福祉や防災の拠点としての活用に向けて取り組みを推進しており、適切な管理運営が行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	入江泰吉記念奈良市写真美術館	評価主体	文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	平成27年4月1日から令和2年3月31日まで (5年間)
設置目的	奈良に関係の深い写真等の展示及び保存等を図り、もって文化の向上に資するため、写真美術館を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報ほか)の確認 事業評価シートのヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・鬼海弘雄「PERSONA-最終章-」(9/7~10/30実施、回答56名)ほか	実地調査実施日	-
-------------	---	------------	--	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	93,700,000	8,504,452	-	35,226	288	-	48	92
平成30年度	87,852,097	10,709,966	-	42,067	291	-	62	91
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入江泰吉記念奈良市写真美術館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、一般展示室の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	効果的な予算執行に努め、現金等も適正に管理された。また、一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、入江氏や様々な写真家の展示事業を実施された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、地域のイベントの連携、高校生・小学生の作品展のほか、写真講座や近隣の散策ツアーなど、幅広い事業を展開された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	他の美術館や教育機関・観光協会等との交流を深めるとともに、ネット環境の普及によるHPやSNS(フェイスブック等)を活用した広報の拡大に尽力された。また、外国人観光客の増加に伴い、英語版リーフレットを作成し、外国人観光客のニーズに応えるよう努められた。なお、トラブルについては、平素より来館者を第一に迅速・的確且つ丁寧な対応を徹底し、苦情・トラブルを未然に防止するよう努められた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	学芸員(奈良市美術館と兼務)を確保されるとともに、職員全員が美術館を含む他の文化施設等での業務経験があり、蓄積された施設管理や事業に関するノウハウ、経験、実績を保有されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのための、さらなる財務体質の強化に取り組まれている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	入江氏をはじめとする各種展覧会を開催。またピンホールカメラ教室、高畑探検隊の実施等の多様な事業を実施され、美術館の設置目的である奈良に関係の深い写真等の展示及び保存等を図り、文化の向上に寄与された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、入江作品のみならず、多様な写真芸術に触れることができる美術館として、事業を展開してください。併せて、アンケート等により利用者のニーズの把握、分析を行い、観覧者数、観覧率の向上に努めてください。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	引き続き、入江作品のみならず、多様な写真芸術に触れることができる美術館として、事業を展開してください。併せて、アンケート等により利用者のニーズの把握、分析を行い、観覧者数、観覧率の向上に努めてください。 ⇒前年から引き続き、入江作品に加え、多様なジャンルの写真家の展覧会や多数の自主事業を実施している。2月、3月は新型コロナウイルスの影響により観覧者数が激減したことにより、年間観覧者数も減少している。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	名勝大乘院庭園文化館	評価主体	文化振興課
指定管理者	奈良ホテル株式会社 (非公募)	指定の期間	平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の文化の向上を図るとともに、市民及び本市を訪れる観光客の観覧と利便に供するため、名勝大乘院庭園文化館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・庭園講座 (5/25、11/23実施、回答46名) ほか	実地調査 実施日	-
-------------	--	------------	--	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	12,360,000	617,100	-	44,119	304	-	(展示室)86.8	91
平成30年度	12,300,000	602,400	-	42,634	301	-	(展示室)83.1	100
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市名勝大乘院庭園文化館条例等に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	株式会社奈良ホテルとして、適正な会計処理を行なわれた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努めた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	館内の連絡体制を密にし、安全管理に万全を期し、併せて機械整備が行われた。年2回の消防訓練を実施している。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、コンサートやお茶会、他施設と連携した展示会など多様な事業を実施された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、庭園やお茶室等、立地や施設の特徴を活かした事業を開催された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	しみんだより、デジタルサイネージの活用、各種情報誌へのPRなど広報活動を強化し、より多くの市民・観光客の方に来館していただけるよう努められた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	施設管理を適切に履行する最低限の職員配置とした。窓口業務にあたり親切的な対応に努めるため、適宜必要な研修(人権、安全関係等)を行なわれた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	旧大乗院敷地内に建つ歴史ある奈良ホテル敷地内、お客さまに対して大乗院庭園を紹介・説明してきた経験に基づき、来館者に対応している。また、安全確保について、年2回の消防訓練の実施、避難経路の確保、文化館内の収容人数制限(最大125人)等に配慮した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	独立性を保ちながら、奈良ホテルとしても当施設は相乗効果が得られる対象である。財務状況に問題は無い。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	コンサートやお茶会、他施設と連携した展示など、庭園文化の普及やならまちの振興を図り、市民の文化の向上、観光客の観覧と利便に供するという設置目的の達成に寄与された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、貸館利用者が減少し続けている状況を踏まえ、これまでの取り組みだけでなく、集客に繋がる新たな事業の企画、既設設備の見直し・改良などを実施し、貸館利用者及び利用率の向上に努めて下さい。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	貸館利用者が減少し続けている状況を踏まえ、これまでの取り組みだけでなく、集客に繋がる新たな事業の企画、既設設備の見直し・改良などを実施し、貸館利用者及び利用率の向上に努めて下さい。 ⇒これまでは企画事業のパンフレットを観光案内所ほか人が集まる箇所に設置してきたが、これに加え庭園のパンフレットも併せて設置、また、奈良ホテルと宿泊者の入園促進の連携キャンペーンを実施したことで入園者数が増加し、入館者数の増加にもつながった。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市音声館	評価主体	文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間)
設置目的	伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図り、市民の文化の向上に資するため、音声館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・特別コンサート「気軽にjazz!懐かしのポピュラー&映画音楽」 (7/21実施、回答70名)ほか	実地調査 実施日	-
-------------	--	------------	--	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	60,300,000	2,510,850	-	58,102	300	-	(ホール)57	92
平成30年度	59,066,829	2,761,260	-	61,894	299	-	(ホール)54.6	44
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市音声館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理を行った。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努めた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、地域行事へ参加し、受講者・参加者に地域の歴史や文化を伝える取り組みや民謡の紙芝居等の出張公演や学校の職員派遣にも取り組み、教育現場でのわらべうた遊びを普及された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ミニコンサート等の週末・祝日における定期開催を定着させ、常連客の確保に努めるとともに、観光客へのサービスを提供された。日常での接客業務が苦情やトラブル防止の最善策であることを全職員が理解し、丁寧かつ明確な情報提供に努められた。希望に添えない場合には、代替案を提供するなど、対応への不満を感じさせないように心掛けられた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	わらべうたや民謡の紙芝居、わらべうた教室などを実施することで、設置目的である伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興に寄与された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、わらべうたや奈良の民謡など、伝統文化の普及啓発のための事業の継続実施、より効率的な施設管理に努め、地域に密着した施設運営を目指してください。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	引き続き、わらべうたや奈良の民謡など、伝統文化の普及啓発のための事業の継続実施、より効率的な施設管理に努め、地域に密着した施設運営を目指してください。 ⇒子どもから大人まで幅広い世代へわらべうたや民謡などの伝統文化の普及に努められたほか、コンサートの実施により気軽に音楽に触れ機会を創出するなど、多様な事業を実施された。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	なら100年会館	評価主体	文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間)
設置目的	奈良市制100周年を記念して、市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため、本市に市民ホールを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・ふれあいコンサート (2/15実施、回答45名) ほか	実地調査 実施日	-
-------------	--	------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	376,400,000	48,352,466	-	234,758	306	-	(大ホール)53.5	95
平成30年度	369,229,339	66,942,800	-	265,248	305	-	(大ホール)57.9	100
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	なら100年会館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また一般競争入札(3年継続契約)を実施し、コスト削減を図った。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	施設の安全対策は、保安・警備業務等の委託業者との連携を密にし、常に万全の体制で取り組まれた。また、自衛消防組織を編成しているとともに、管理業務に従事する者の行動規範を定めた「危機管理マニュアル」を遵守し、職員の危機管理意識の向上に努めた。施設閉館中の災害発生時においても、30分以内に出動できる職員を4名確保された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	計画通りに実施され、主催事業、貸館事業のバランスを保ちつつ、文化芸術によって人生を豊かにする事業の充実に努めた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、万葉オペラ、能楽普及事業や、若手演奏家育成事業等を実施された。また、自主財源確保のため、民間の助成金、補助金等の獲得にも努められた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業別アンケート調査や外部事業評価を活用することでサービスの向上に取り組みされた。また苦情・トラブルの対応について職員研修を行い、電話、窓口、インフォメーション等で、利用者の立場に立った心配りのある対応を行った。苦情があった場合もお客様の立場に立ち適切に対応することで、トラブルの拡大を防ぎ、速やかに解決するよう努められた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組みされた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのための、さらなる財務体質の強化に取り組みしたい。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	多様なイベントの受け入れだけでなく、万葉オペラや能楽普及事業の他、教育施設へのアウトリーチなど、地域と一体なった参加型事業を展開することで、市民文化の振興や地域間交流の促進という設置目的の達成に寄与された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、奈良の文化振興における拠点施設として、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう努めていただきたい。また、施設・設備の劣化に伴い、これまで以上に安全性の確保が求められるため、市と協力・協議のうえ、適切な施設管理に努めていただきたい。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	奈良の文化振興における拠点施設として、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう努めていただきたい。また、施設・設備の劣化に伴い、これまで以上に安全性の確保が求められるため、市と協力・協議のうえ、適切な施設管理に努めていただきたい。 ⇒事業においては、アウトリーチやバリアフリーコンサートなど社会包摂的の視点を持った事業から身近に親しめる催しまで幅広く実施された。また、外部事業評価を導入することで、外部有識者の意見を事業運営に活かす工夫をされた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	なら100年会館駐車場	評価主体	文化振興課
指定管理者	日本パーキング株式会社 (公募)	指定の期間	平成31年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため設置された市民ホール利用者のための駐車場		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート (2.18~2/25実施、回答204名)	実地調査 実施日	-
-------------	--	------------	----------------------------------	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	3,614,000	9,597,650	-	16,957	362	-	-	
平成30年度	16,000,000	5,260,800	-	-	365	-	-	
変動の大きい指標の変動理由	平成30年度までは非公募により奈良市市街地開発株式会社が、令和元年度より公募により日本パーキング株式会社が指定管理者として管理を行っている。また、令和元年度より、利用料金制度を導入したため指定管理料が大きく削減されている。令和元年度の収入9,697,650円は利用料金収入である。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	なら100年会館条例に基づき、なら100年会館利用者等が公平に利用できる環境を整えられた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の適正管理・保護の重要性を認識し、個人情報保護方針・情報開示に関する基本方針等を定め、これらの遵守に努められた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	コンプライアンスマニュアルを策定し、社員・現場スタッフにも配布され徹底に努められた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	経理については、システム導入により不正等の発生防止に努められ、適正かつ効率的な管理を実施された。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	危機管理対応体制を確立させ、施設の安全管理に努められた。また、事故・トラブルについては適宜報告・共有を図り、業務改善に努められた。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業実施計画に基づき適正に実施され、概ね計画どおりの効果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	該当なし。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	現地スタッフが一次対応にあたるよう研修を実施したほか、遠隔監視システムによりコールセンターや大阪支店と連携して問題解決に当たられた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	類似駐車場の管理実績を生かし、適正かつ効率的な経費執行により、施設の効用を損なわず施設の管理運営に努められた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	現場において、スタッフが不在である旨の苦情が数件見受けられたが、適宜改善を図られたほか、100年会館の事業の状況に応じてスタッフを増員するなど柔軟に対応された。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	類似駐車場の管理実績を生かし、接遇研修や問題可決力育成研修などを実施し人材育成に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	新型コロナウイルスによる減収の影響が懸念されたが、現時点で管理に影響がでるほどではなかったと思われる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	類似駐車場の管理実績を生かし、これまで当駐車場になかったシステム・サービスを積極的に導入されている。地域経済への配慮や、市の取組みへの理解・協力にも積極的であり、なら100年会館附設駐車場としての設置目的を達成された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	なら100年会館の附設駐車場として、なら100年会館と連携した施設管理を行うよう努めてください。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度の指示・指摘事項なし
-------------------	---------------

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならまちセンター	評価主体	文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間)
設置目的	市民の連帯感の育成と文化・教養の向上を図り、もって市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、ならまちセンターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・ならまち親子で楽しめるクリスマスファミリーコンサート (12/15実施、回答79名) ほか	実地調査 実施日	-
-------------	--	------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	103,300,000	14,591,974	-	70,988	304	-	(市民ホール)35.2	96
平成30年度	95,049,141	17,792,570	-	74,248	306	-	(市民ホール)46.3	100
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	ならまちセンター条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用者については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	計画通り実施され、豊かな文化芸術の創出、発信を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、ならまちの魅力を活かした落語会やこどもおん祭、絵本ギャラリー、人形劇など、幅広い世代の市民が参加できる事業を実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ならまち篝火コンサートでは、地域と連携し、ならまちの振興を図られた。またサービス向上をめざし、利用者からの意見に柔軟に対応し、利用状況に応じた紹介、打合せの充実など利用者目線での対応を心がけられた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	篝火コンサートやならまちわらべうたフェスタなど、ならまち全体で開催される中心的な施設として、地域住民や他施設と積極的に連携し、設置目的である市民の連帯感の育成やふれあい豊かな地域社会づくりに寄与された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営に努めていただくとともに、芝生広場の活用についても検討し、これまで以上に人々の憩いの場として活用してもらえるよう努めていただきたい。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営に努めていただくとともに、芝生広場の活用についても検討し、これまで以上に人々の憩いの場として活用してもらえるよう努めていただきたい。 ⇒例年に引き続き、ならまちわらべうたフェスタでは地域の他団体と協力し、中心的な施設として取り組まれたほか、芝生活性化事業として新たな事業も複数実施された。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部会館市民ホール	評価主体	文化振興課
指定管理者	日本環境マネジメント株式会社 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の連帯感の育成と文化の向上を図り、もってふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、市民ホールを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・柱ごぼ一門会 (4/20実施、回答192名) ほか	実地調査 実施日	-
-------------	--	------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	40,000,000	10,548,700	-	39,130	305	-	(ホール)43.6	80
平成30年度	40,000,000	11,575,115	-	40,967	306	-	(ホール)48.3	87
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市西部会館市民ホール条例に基づき、市民が公平に利用できる環境を整えられた。また、ホールの利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	本社とも連携しながら、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行、現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	西部会館管理組合と連携し、適正に各施設を監視するとともに、ビル全体の防災訓練に参加するなど、積極的な安全対策を実施された。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、市民の連帯感の育成と文化の向上、ふれあい豊かな地域社会づくりに寄与された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、寄席や各種コンサートといった鑑賞事業だけでなく、「学園前アートフェスタ」参加による地域住民との協働や、ピアノ体験演奏会などを実施し、幅広い市民が参加された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業アンケート実施によるニーズの把握、各種公演状況のウェブサイトへの掲載など、市民が理容師やすい環境づくりに努められた。また、常駐従事者は各種研修に参加された。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設管理については、委託業者と適宜情報共有をはかり、快適な環境維持に努められた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正に職員を配置され、運営業務にあたられた。また、本社職員が運営サポートとして適宜事業運営のバックアップ及びサポートにあたられた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	常駐従事者については、OJTとして個人情報保護研修、普通救命講習、上級救命講習を受講し、サービスの向上に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	本社の経営状態は、健全な経営と安定した財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	西部公民館や地域団体と連携事業を実施され、自主事業では提供が難しいコンテンツを提供することで相互補完の連携に努められ、市民の連帯感の育成と文化の向上といった設置目的の達成に寄与された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、アンケートの実施により市民ニーズを的確に把握し、より質が高く市民に求められる事業を展開するとともに、効率的かつ安全・安心な施設管理に努めていただきたい。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	アンケートの実施により市民ニーズを的確に把握し、より質が高く市民に求められる事業を展開するとともに、効率的かつ安全・安心な施設管理に努めていただきたい。 ⇒アンケート実施による利用者の満足度調査、ニーズの把握だけでなく、利用者の催事の広報を補助する「チラシ作成代行サービス」など独自の取組みを実施され、利用者目線に立った事業運営に努められた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市北部会館市民文化ホール	評価主体	文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間)
設置目的	市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持を図り、もって市民の福祉の増進に資するため、北部会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報ほか)の確認 事業評価シートのヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・「癒しのオータムコンサート」～オカリナとピアノの音色に包まれて～ (11/24実施、回答146名)	実地調査 実施日	-
-------------	---	------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	32,200,000	7,279,795	-	74,819	306	-	(ホール)51.3	85
平成30年度	31,162,381	7,933,675	-	93,080	306	-	(ホール)66.9	95
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市北部会館市民文化ホール条例に基づき、市民が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理を行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	地域の活発な文化活動の更なる振興のため、地域の各種団体等と協力した事業や文化講座、各種コンサートの開催など幅広い事業を実施され、多くの市民が参加された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	貸館事業においては、「親切」「丁寧」「心配り」を基本とした対応を心がけ、アンケートなどにより市民のニーズを把握するなど、幅広い世代が気持ちよく利用できるようサービスの向上に努められた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	多様な文化講座の開催や、地域団体と協働した地域に根差した事業の開催など、市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持といった設置目的の達成に寄与された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、継続したアンケート実施により詳細な市民ニーズの把握に努め、文化講座の内容等を精査することで、より多くの市民が求める事業を実施し、幅広い世代が利用できる施設運営に努めていただきたい。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	継続してアンケートを実施することで、詳細に市民ニーズの把握に努め、文化講座の内容等を精査することで、より多くの市民が求める事業を実施し、幅広い世代が利用できる施設運営に努めていただきたい。 ⇒多様な文化講座、気軽に参加可能なワンコインコンサート、地域住民と協働で実施する文化祭など、幅広い文化事業を実施された。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杉岡華邨書道美術館	評価主体	文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	平成27年4月1日から令和2年3月31日まで (5年間)
設置目的	書道作品及び資料の保存、展示等を行い、市民の書道芸術の学習、鑑賞等に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、書道美術館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報ほか)の確認 事業評価シートのヒアリング(年1回) 	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・新元号「令和」記念 華邨が書く万葉の世界 (7/20～9/29実施、回答15名)	実地調査実施日	
-------------	---	------------	---	---------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	43,600,000	612,180	-	5,587	291	-	-	93
平成30年度	42,238,271	655,380	-	6,627	289	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	杉岡華邨書道美術館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、講座等については、しみんだよりやホームページで告知、事前応募を原則とし、公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理を行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、企画展・館蔵展を実施された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	展示会の趣旨等を深く理解していただくための文化講座や列品解説講座の実施や、出張パネル展・筆書き体験コーナーといった普及事業を実施することで、幅広い市民に書道文化に触れていただく機会を創出された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	英会話ができる職員の配置や多言語のパフレット設置など、観光客が利用しやすい環境づくりに努められた。また、来館者を第一に迅速・的確かつ丁寧な対応を徹底し、苦情・トラブルの未然防止に努められた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まなければならない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	杉岡氏をはじめとする各種展示会を開催。書家を招いての講演会や学芸員の解説、こども向けワークショップなど幅広い世代の市民に芸術の高い作品の素晴らしさを感じる機会を提供された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、幅広い市民が杉岡作品・書道文化に触れる機会を提供し普及啓発に努めるとともに、展示会・講座においてアンケートを実施することで利用者のニーズを的確に把握し、適切な施設運営を実施するよう努めていただきたい。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	引き続き幅広い市民が杉岡作品・書道文化に触れる機会を提供し普及啓発に努めるとともに、展示会・講座においてアンケートを実施することで利用者のニーズを的確に把握し、適切な施設運営を実施するよう努めていただきたい。 ⇒ 関東の作家による企画展や館蔵品展の開催のほか、書道文化講座を実施するなど書道文化に触れる機会の創出に努められた。また、前年度より展示会ごとのアンケートを実施し、観覧者の客層・ニーズ等の把握に努められた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市美術館	評価主体	文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間)
設置目的	市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、美術館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・林勇気展 (1/10～1/19実施、回答169名) ほか	実地調査 実施日	-
-------------	--	------------	--	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	41,389,300	1,215,000	-	34,728	307	-	(第1展示室)64.2	88
平成30年度	40,609,118	2,760,000	-	34,973	286	-	(第1展示室)68.2	96
変動の大きい指標の変動理由	施設使用料について、1月までは約4割減で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、大量の還付が発生したことにより、最終的に約6割減となった。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市美術館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、展示室の利用者については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、市展なら、奈良市美術家展、等の展示事業を実施された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	奈良市美術家協会と共催で市民実技講座、作品展を実施することにより、市民の創作活動の活性化に寄与された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業別アンケートにより、外部の方の意見を把握することで、サービスの向上に努められた。苦情に対しても、お客様の立場に立って内容を適切に把握し、トラブルの拡大を防ぎ、迅速対応するよう努められた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	学芸員(写真美術館と兼務)を確保されるとともに、職員全員が美術館を含む他の文化施設等での業務経験があり、蓄積された施設管理や事業に関するノウハウ、経験、実績を保有されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	市と協力し、市展「なら」を開催する他、奈良市美術家協会との共催事業として市民実技講座及び作品展を開催するなど、施設の設置目的である市民の美術館賞と創作活動の活性化に寄与された。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、周囲の状況・利用者のニーズを適切に把握し、利用者増加に向けた事業の企画・実施に取り組んでいただきたい。また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	ミ・ナーラのオープンにより、周辺環境が大きく変化したため、これまでどおりの事業を実施するのではなく、周囲の状況・利用者のニーズを適切に把握し、利用者増加に向けた事業の企画・実施に取り組んでいただきたい。 ⇒ミ・ナーラの客層を考慮し、子ども・家族層をターゲットとしたオープンミュージアムプロジェクトを実施し、新たな客層の獲得に努められた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和元年度）

1. 施設概要

施設名	入江泰吉旧居	評価主体	文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成27年3月1日から平成31年3月31日まで (4年間)
設置目的	奈良を愛した写真家入江泰吉の旧居を保存し、及び活用することにより、その業績の顕彰を図り、もって奈良を愛する心を育むとともに、文化の向上に資するため、入江泰吉旧居を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・大和路撮影考 (実施、回答17名) ほか	実地調査 実施日	-
-------------	--	------------	--------------------------------------	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和元年度	10,566,000	734,100	-	6,409	312	-	-	96
平成30年度	5,496,663	870,800	-	7,387	312	-	-	100
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入江泰吉旧居条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えた。また、講座等については、しみんだよりやホームページで告知、事前応募を原則とし、必要な場合は厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。	一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理を行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、旧居を保存し活用することにより入江氏の業績の顕彰を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、計画どおり施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、入江氏に関する各種講座、カメラ教室、散策ツアーなどを実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	HPやSNSを活用した広報を行うことでイベント情報や施設情報を広く発信することで、市民や観光客が利用しやすいよう努められた。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのための、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	団体の適合性	効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。	入江氏の人となりを知ることができる各種講座や、ピンホールカメラ体験など幅広い事業を実施されており、設置目的である、旧居を保存し、活用することにより、その業績の顕彰を図られた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、これまでの実績を分析し、施設運営に反映させるとともに、提案された事業計画に基づき、具体的なスケジュールを立てて、事業実施に努めていただきたい。 また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止策の徹底により利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。また、新しい生活様式を意識した事業計画の策定に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	平成31年度からは、引き続き一般財団法人奈良市総合財団による指定管理となるため、これまでの実績を分析し、施設運営に反映させるとともに、提案された事業計画に基づき、具体的なスケジュールを立てて、事業実施に努めていただきたい。 ⇒入江泰吉の人となりに触れる各種講座やコーディネータによる旧居案内など、事業計画に基づき多様な文化事業を実施された。
-------------------	---